

千葉県立保健医療大学利益相反管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）の産学官連携活動等にもとらう利益相反ポリシー(平成23年3月16日制定)の趣旨及び研究倫理審査委員会規程第2条第2項に基づき、教職員等が産学官連携活動等を行う上での利益相反を適正に管理するために必要な事項を定めることにより、本学における産学官連携活動等の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)教職員等 本学の常勤の教職員及び第4条に規定する部会が対象と判断した者

(2)企業等 営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体(行政機関、独立行政法人、学校法人を除く。)をいう。

(利益相反管理の対象)

第3条 この規程に基づく利益相反の管理は、教職員等が次の各号に掲げる活動を行う場合を対象として行うものとする。

(1) 学外に対して産学官連携活動等を含む社会貢献活動(共同研究、受託研究等)を行う場合

(2) 企業等から100万円以上の金銭(給与、謝金、原稿料等)若しくは便益(物品、設備、人員等)の供与又は株式等の経済的利益(公的機関から受けたものは除く。)を得る場合

(3) 企業等から100万円以上の物品、サービス等を購入する場合

(4) 学生等を社会貢献活動に従事させる場合

(5) その他第4条に規定する部会が対象と認める場合

(設置)

第4条 本学における利益相反を適正に管理するため、本学に、利益相反管理部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、千葉県立保健医療大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に設置する。

(組織)

第5条 部会は、委員会の構成員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(任期)

第6条 部会員の任期は、委員会委員としての任期と同一とする。

(所掌事項)

第7条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 利益相反に関する規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- (3) 大学としての利益相反状況に関する事項
- (4) 利益相反に関して個々のケースが本学として許容できるか否かに関する事項
- (5) 利益相反管理のための調査及びその手続きに関する事項
- (6) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- (7) その他利益相反に関する事項
- (8) その他学長が付託する事項

(部会長)

第8条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員会の委員長が兼務する。
- 3 部会長は、会務を総理する。
- 4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

(部会の招集及び議長)

第9条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

(議事)

第10条 部会は、部会員の2分の1以上が出席し、かつ、千葉県立保健医療大学研究倫理審査委員会規程第5条第1項第7号の部会員のうちから1名の出席がなければ開くことはできない。

- 2 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、部会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(部会員以外の者の出席)

第11条 部会長は、必要に応じ、部会員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を

述べさせることができる。

(利益相反管理のための調査)

第12条 第7条第5号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の請求
 - (2) 事情聴取
 - (3) 助言指導等
 - (4) 状況観察
 - (5) その他利益相反管理のための調査に部会が必要と認める方法
- (改善勧告等の手続)

第13条 部会は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、教職員等の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて審議する。

- 2 部会は、改善が必要な活動を行う者に対しては、改善勧告を行うものとする。
- 3 部会は、前項の改善勧告を行った場合は、当該活動を行う者の状況を観察する。
- 4 第2項の規定により、改善勧告を受けたもの（以下「改善勧告対象者」という。）は、改善内容を部会に報告し、承認を受けなければならない。
- 5 改善勧告対象者は、前項の承認を受けるまでは、当該活動を中断しなければならない。
- 6 改善勧告対象者は、当該勧告に不服があるときは、申出により部会に再審査を請求することができる。
- 7 部会は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに再審査を行うものとする。
- 8 部会は、再審査の請求に係る活動について、改善の必要有無を審議し、結果を学長に報告する。
- 9 学長は、前項の報告を受けた場合において当該活動について改善が必要であると認めるときは、当該活動を行う者に対して改善を命じ、改善が必要でないと認めるときは、改善勧告を取消し、その旨について当該活動を行った者に通知する。

(利益相反自己申告書等の保存)

第14条 部会は、提出された利益相反自己申告書等を適切に管理・保存する。

(研修の実施)

第15条 部会は、教職員等のうちから、利益相反管理の対象となり得る者を中心として、研修会を開催することができる。

(学外への情報公開)

第16条 部会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公開することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

2 利益相反に関する学外からの調査等に対しては、部会が対応する。

3 部会は、学外への情報公開に当たって、教職員等及びその他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

(秘密保持)

第17条 部会員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第18条 部会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、利益相反管理に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(様式第1号)

令和○年度 利益相反自己申告書

千葉県立保健医療大学利益相反管理部会長 殿

申告者名：(自筆) _____ 申告日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
所属学科・専攻： _____ 職位： _____

令和○年度における利益相反の状況について、下記のとおり申告します。
下記以外に申告が必要な事実はありません。

記

1、兼業状況 有☐・無☐

(記入欄)

2、報酬・株式保有等の経済的利益 有☐・無☐

(記入欄)

3、教職員自身に帰属する発明の技術移転とその実施料収入 有☐・無☐

(記入欄)

4、共同研究及び受託研究の受け入れ状況 有☐・無☐

(記入欄)

5、寄付及び設備物品の供与 有☐・無☐

(記入欄)

6、利害関係にある者に対する施設・設備の利用提供 有☐・無☐

(記入欄)

7、利害関係にある者からの物品購入 有☐・無☐

(記入欄)

8、その他（利益相反の対象となるおそれがある事項） 有☐・無☐

(記入欄)

<注意事項>

- ① 上記1～8について、当該年度における有無を選択し☒を入れてください。有を選択した場合は、その具体的な内容（相手先、活動内容及び収入状況等）を記入欄に記載してください。
- ② 記入欄について、様式を適宜改変しても差し支えありません。
- ③ 提出先は利益相反管理部会（事務担当）となります。
- ④ 記入欄の内容に不備等が認められる場合は、再提出を求めることがあります。
- ⑤ 上記の内容に大幅な変更が生じた場合は、すみやかに修正した申告書を提出してください。
- ⑥ 利益相反管理部会が必要と認めた場合は、利益相反の回避要請等を通知します。
(特に問題がない場合は、審査結果の通知はしません。)

(様式第2号)

令和〇年度 利益相反自己申告書（人を対象とする医学系研究等）

千葉県立保健医療大学利益相反管理部会長 殿

申告者名：(自筆) 申告日：令和 年 月 日
所属学科・専攻： 職 位：

人を対象とする医学系研究等（厚労科研・AMED事業を含む。）、当該研究の成果に対し利害関係が想定される企業・団体等との関係を下記のとおり申告します。
下記以外に申告が必要な事実はありません。

※厚労科研・AMED事業は申告者に加え、生計を一にする配偶者及び一親等の者（親及び子ども）の活動も申告してください。

区 分	☐ 研究倫理審査委員会	☐ 厚生労働科学研究	☐ 日本医療研究開発機構（AMED）事業
研究課題名			
研究代表者		代表者所属	申告者役割 ☐ 代表 ☐ 分担

※本書は研究課題ごとに作成してください。

記

1、当該企業・団体等における活動 有☐・無☐

(記入欄)

2、当該企業・団体等からの資金提供 有☐・無☐

(記入欄)

3、当該企業・団体等の株式保有 有☐・無☐

(記入欄)

4、当該企業・団体等からの無償の役務提供 有☐・無☐

(記入欄)

5、当該企業・団体等からの無償の物品・試料・薬剤提供 有☐・無☐

(記入欄)

6、当該企業・団体等との産学官連携活動 有☐・無☐

(記入欄)

7、その他（利益相反の対象になるおそれがある事項） 有☐・無☐

(記入欄)

<注意事項>

- ① 上記1～7について、当該年度における有無を選択し☒を入れてください。有を選択した場合は、その具体的な内容（相手先、活動内容及び収入状況等）を記入欄に記載してください。
- ② 記入欄について、様式を適宜改変しても差し支えありません。
- ③ 提出先は利益相反管理部会（事務担当）となります。
- ④ 記入欄の内容に不備等が認められる場合は、再提出を求めることがあります。
- ⑤ 上記の内容に大幅な変更が生じた場合は、すみやかに修正した申告書を提出してください。
- ⑥ 利益相反管理部会が必要と認めた場合は、利益相反の回避要請等を通知します。（特に問題がない場合は、審査結果の通知はしません。）